

**手続名**  
ひとり親家庭等の医療費助成に係る手続き

**手続説明**

- ・概要  
母子家庭や父子家庭、または親のいない子を育てている養育者の家庭等で、申請により受給資格を得た方が、医療保険制度で医療を受けた時に支払った医療費の一部が支給される制度です。
- ※ただし、本人または扶養義務者に一定の額以上の所得がある場合は受給できません。
- ・要件  
次のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（心身に一定の障害のあるときは20歳未満）児童を監護している父または母、もしくは、父または母にかわってその児童を養育しているかたで、医療保険（国民健康保険や社会保険など）に加入しているかた。
  - ・父母が離婚（事実婚の解消も含む）した児童
  - ・父または母が死亡した児童
  - ・父または母が一定以上の障害の状態にある児童
  - ・父または母の生死が明らかでない児童
  - ・父または母から1年以上遺棄されている児童
  - ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
  - ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
  - ・婚姻（事実婚を含む）によらないで生まれた児童
- ・所得制限について  
受給者およびその生計を同じくする扶養義務者などの前年の所得（受給者が母（または父）の場合、母（または父）および児童が児童の父（または母）から受ける養育費の8割相当額を含める）が限度額以上である場合は、支給停止となります。
- ・提出期限  
事由発生の日から15日以内に申請してください。それ以降に手続きされた場合は、原則として登録申請書の提出日が受給資格発生日となります。

**必要書類**

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)
- ※申請手続きに必要な書類は子育て支援課にお問い合わせください。

**手続詳細URL**  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kosodate\\_kyoiku/kosodate\\_oen/koumokubetsu/hitoriova/2010-0818-1314-32.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kosodate_kyoiku/kosodate_oen/koumokubetsu/hitoriova/2010-0818-1314-32.html)

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	あり